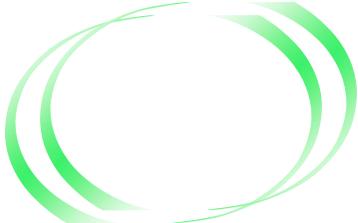


**介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの
事務知識**

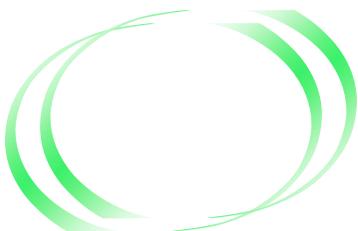
**令和6年度
健康福祉局高齢在宅支援課**





研修内容

- 1 住所地特例制度**
- 2 要支援認定者のサービス利用について**
- 3 利用者への重要事項説明と契約書等の締結**
- 4 ケアマネジメントの報酬**
- 5 居宅介護支援事業所への委託**
- 6 委託の届出**



1 住所地特例制度

○ 住所地特例とは

- ・ 施設所在市町村の財政上の不均衡を是正
- ・ 住所地特例対象施設に入居し、住民票を施設に異動した方が対象
- ・ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは施設所在地市町村の地域包括支援センターや介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が実施

1 住所地特例制度

- 横浜市地域包括支援センターや
介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が担当

条件：次の①②両方に該当する方

- ①他都市の被保険者証を持っている方
- ②市内担当エリア内の住所地特例対象施設に入居し、
かつ、保険証の住所が市内担当エリア内になっている方

- 横浜市介護保険証で、保険証記載の住所が市外の施設
→住所地地域包括支援センター等が担当

2 要支援認定者のサービス利用について

○介護予防給付

介護予防給付のみ、介護予防給付(給付管理表あり)+総合事業

- ・地域包括支援センター
- ・介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者

○介護予防ケアマネジメント

総合事業のみ、介護予防給付(給付管理表なし)+総合事業

- ・地域包括支援センター
- ・地域包括支援センターからの委託された居宅介護支援事業所

3 利用者への重要事項説明と 契約書等の締結

利用者が包括支援センターや居宅介護支援事業所との信頼関係の中で、安心して介護予防に励むために重要事項を必ず説明します。

- **地域包括支援センターから委託する3者契約の際は…**
 - ・ 事前に利用者へ、居宅介護支援事業所が
 - ・ 地域包括支援センターを代行して契約を取り交わす旨の連絡
 - ・ 委託先の居宅介護支援事業所への引継ぎ、情報共有
- ※ **委託の際の最終的な責任は地域包括支援センター**
- **介護予防支援を指定を受けた居宅介護支援事業者が契約
介護予防ケアマネジメントになった場合の3者契約を検討**

4 ケアマネジメントの報酬

	単価	総額	支払先	
			委託先 居宅介護支援 事業所	委託元 地域包括支援 センター
介護予防支援費（Ⅰ）又は 介護予防ケアマネジメント A (442単位)	442単位	4,915円	4,325円	590円
介護予防支援費（Ⅰ）又は 介護予防ケアマネジメント A (442単位) + 初回加算又は委託連携加算(300単位)	442単位 + 300単位	8,251円	7,260円	991円
介護予防支援費（Ⅰ）又は 介護予防ケアマネジメント A (442単位) + 委託連携加算 (300単位) + 委託連携加算(300単位)	442単位 + 300単位 + 300単位	11,587円	10,195円	1,392円
介護予防ケアマネジメント C・初回(442単位)	442単位	4,915円	委託不可	4,915円
高齢者虐待防止措置未実施減算（4単位減算）	4単位減算	44円減	38円減	6円減

5 居宅介護支援事業所への委託

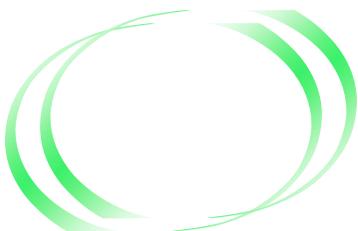
- 委託の範囲は、15項目の業務のうち以下の11項目です。
- ① 利用申込みの受付
- ② 地域包括支援センター設置者と利用者との契約締結
- ④ アセスメント
- ⑤ 介護予防サービス・支援計画原案の作成
- ⑥ サービス担当者会議の開催
- ⑧ 介護予防サービス・支援計画書の交付
- ⑨ サービスの提供
- ⑩ モニタリング
- ⑪ 評価
- ⑬ 給付管理業務
- ⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務

5 居宅介護支援事業所への委託

○15項目の業務のうち以下の4項目は、地域包括支援センターが実施します。

委託不可

- ③ 契約書の確認（委託不可）
- ⑦ 介護予防サービス・支援計画書案の決定（委託不可）
- ⑫ 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認（委託不可）
- ⑭ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の請求、
給付管理票の神奈川県国民健康保険団体連合会への送付（委託不可）



6 委託の届出

- **委託届出書等の書類提出が必要なとき**
 - ① **新規で介護予防支援業務又は
介護予防ケアマネジメント業務を委託する場合**
 - ② **既に契約している委託内容
(事業所名称、事業所番号、所在地等) を変更する場合**

6 委託の届出

○提出書類

- 書類送付票
- 指定介護予防支援委託(変更)届出書
- 指定介護予防支援委託事業所一覧
- 代理受領委任状(県内事業所へ委託する場合のみ)

※電子申請サービスによる提出

代理受領委任状の提出が不要な変更届については、
電子申請サービスによる受付を行います。
横浜市ホームページをご覧ください。

代理受領委任状

指定介護予防支援委託事業所一覧

※太い枠線の中を記入してください。

届出書

書類送付票

指定介護予防支援業務の委託について、次の書類を提出します。

件名	提出書類		
	指定介護予防支援委託(変更)届出書 <small>※枚数を記入</small>	指定介護予防支援委託事業所一覧 <small>※ファイルを変換してください。</small>	代理受領委任状 <small>※県内事業所のみ ※枚数を記入</small>
新規委託	○ (枚)	○	○ (枚)
委託内容等の変更	○ (枚)	○	○ (枚)
委託内容	×	○	×
事業所の名称	○ (枚)	○	×
事業所番号	○ (枚)	○	○ (枚)
事業所の所在地	○ (枚)	○	×
委託期間	×	○	×

6 委託の届出

	新規	委託内容の変更	
		事業所番号	委託内容・ 名称・所在地
書類送付票	必要	必要	必要
指定介護予防支援委託（変更） 届出書	必要	必要	必要
指定介護予防支援委託事業所一 覧	必要	必要	必要
代理受領委任状（※県内のみ）	必要	必要	不要



6 委託の届出

よくある誤り

- ◇記載内容の誤り 特に事業所番号の誤り
- ◇指定介護予防支援委託事業所一覧の添付漏れ
- ◇神奈川県外の居宅介護支援事業所の届出書類に代理受領委任状が添付されている

7 よくある質問

○初回加算、委託連携加算

Q 利用者が転居をして担当の地域包括支援センターが変更となったが、利用者の希望により、転居前と同じ居宅介護支援事業所に委託することとなった。
その場合、初回加算、委託連携加算の対象になるか。

A 2つの加算の対象になります。



7 よくある質問

○給付管理票の作成

Q 給付管理票に記載しない、限度対象外のサービス

(訪問型短期予防サービス、補助事業、一般介護予防サービス)

のみの利用の場合、給付管理票は作成するのか

A 作成しません。

7 よくある質問

○居宅・介護予防サービス計画作成 介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出について

Q 介護予防支援の方が、介護ケアマネジメントの利用になりました。届出書の再提出が必要ですか？

- A** ○再提出が必要な場合…認定や事業所が替わる度に再提出
- ・要支援認定者→事業対象者になるとき
 - ・介護予防支援：介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業
→介護予防ケアマネジメント：地域包括支援センターになる
- 提出が不要な場合…認定も事業所が替わらない
認定も変わらず、地域包括支援センターが担当または委託



8 参考

健康福祉局ウェブサイト

○計画様式、委託の届出、加算、業務委託の流れなどを掲載

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護

>事業者指定・委託等の手続き>地域密着型サービス関連>変更届・運営に関する情報等

>介護予防支援（地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所）

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/>

[fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html)



ご清聴ありがとうございました。

